

(平成26年1月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

## 中国（広島）厚生年金 事案 2984

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年11月1日まで

私は、昭和60年4月にA社に入社した後、同社の関連会社であるC社に異動し、61年9月まで継続して勤務した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社及びC社における当時の代表取締役の回答並びに申立期間当時に当該2社で給与事務を継続して担当していた同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務し（昭和60年11月1日にA社B事業所からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社B事業所は、昭和60年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所としての記録が確認できないが、同社B事業所及びC社に係るオンライン記録から、同年9月30日にA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し同年11月1日にC社において同被保険者資格を取得している者12人（申立人を含む。）が確認できるところ、このうち6人（申立人を含む。）については、申立期間においてもA社における雇用保険の被保険者記録が継続しており、申立期間において引き続き同社B事業所に勤務していたことが推認さ

れることから、申立期間において同社B事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和60年8月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年8月は24万円、7年1月は38万円、14年5月から同年7月までの期間、15年2月、同年3月及び16年7月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑥から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月30日、同年12月24日、17年7月29日、同年12月22日及び18年7月31日は35万円、同年12月25日及び19年7月31日は34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から同年9月1日まで  
② 平成7年1月1日から同年2月1日まで  
③ 平成14年5月1日から同年8月1日まで  
④ 平成15年2月1日から同年4月1日まで  
⑤ 平成16年7月1日から同年8月1日まで  
⑥ 平成16年7月30日  
⑦ 平成16年12月24日  
⑧ 平成17年7月29日  
⑨ 平成17年12月22日  
⑩ 平成18年7月31日  
⑪ 平成18年12月25日

⑫ 平成 19 年 7 月 31 日

私が A 社に勤務していた時に支給された給与のうち、申立期間①から⑤までの標準報酬月額記録が、実際に支給された給与額に比べ低額となっている。

また、申立期間⑥から⑫までにおいて支給された賞与に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までにおける標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の当該期間における標準報酬月額については、申立人が所持する預金通帳、当該期間の前後の期間の給与明細書及び賞与明細書並びに B 市から発行された申立人に係る平成 15 年度から 17 年度までの市県民税課税台帳から推認できる給与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 2 年 8 月は 24 万円、7 年 1 月は 38 万円、14 年 5 月から同年 7 月までの期間、15 年 2 月、同年 3 月及び 16 年 7 月は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答は得られないものの、上記の給与明細書、預金通帳及び市県民税課税台帳等により確認又は推認できる給与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が当該期間を含め長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等から確認又は推認できる標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間⑥から⑫までにおける標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間⑥から⑪までについて、申立人が所持する預金通帳及び給与明細書並びにB市から発行された申立人に係る平成17年度から19年度までの市県民税課税台帳から判断すると、申立人は、当該期間において、A社から給与の支給を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間における標準給与額については、上記の諸資料により推認できる給与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年7月30日、同年12月24日、17年7月29日、同年12月22日及び18年7月31日は35万円、同年12月25日は34万2,000円とすることが妥当である。

申立期間⑫について、申立人が所持する預金通帳及びA社が保有する賃金台帳から、申立人は、当該期間において、同社から給与の支給を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間における標準給与額については、上記の賃金台帳により確認できる給与額及び厚生年金保険料控除額から、34万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑥から⑫までにおける厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答は得られないものの、申立人のみならず相当数の同僚について当該期間に給与が支給され、保険料が控除されているにもかかわらず、当該給与に係る標準給与額の記録が確認できないことから、事業主は社会保険事務所に標準給与額に関する届出を行っていなかったと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間における標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（岡山）厚生年金 事案 2988

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月17日から同年2月1日まで  
私は、昭和41年1月17日付けでA社C支店から同社B支店に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の履歴簿及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和41年1月17日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和41年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 中国（岡山）厚生年金 事案 2989

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に入社し、同社に籍を置いたまま派遣先事業所において勤務し、昭和49年1月31日に同社を退職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する失業保険被保険者離職票及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人のA社に係る離職年月日は、昭和49年1月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社を退職した時期が申立期間に近く、申立人と同様に、同社における厚生年金保険の被保険者記録の資格喪失日が月の末日となっている同僚から提出された給料支払明細書からは、同資格喪失日の属する月の翌月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和49年1月31日を資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（岡山）国民年金 事案 1482

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から60年4月まで

申立期間については、国民年金の未加入期間となっているが、当時の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金異動届兼申請書並びに国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和60年12月2日に申立人の国民年金の新規加入手続が行われ、同年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳においても、同日に初めて国民年金の被保険者となった旨が記載されている。これらの新規資格取得日に係る記録はいずれもオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の申立期間当時の妻がこれらを行ったはずであるとしているが、当時の妻の連絡先は不明であり、申立人の申立期間における国民年金への加入及び保険料納付の状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時からB市に転出した昭和62年9月まで、継続してA市に住所を有していたとみられ、A市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の当時の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保

険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（広島）国民年金 事案 1483

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月

私は、会社を退職後の昭和 55 年 5 月上旬頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その日のうちに申立期間の国民年金保険料を同市役所の年金担当課の窓口で納付したが、申立期間が未加入期間となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間当時に申立人の住所地であった A 市に払い出された同記号番号についてオンライン記録により確認したが、申立人の名前は無い上、氏名検索を行っても申立人の申立期間に係る国民年金加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間において国民年金の加入手続を行ったのであれば、新規に交付された又は既に所持する年金手帳に国民年金の被保険者となった日が記載されるべきところ、申立人は、「初めて被保険者となった日：平成 4 年 \* 月 \* 日」と記載された年金手帳のみを所持しており、「申立期間当時、年金手帳が交付されていたら、現在も必ず所持しているはずなので、交付されていないのではないかと思う。また、受け取った記憶も無い。」としており、記憶が明確ではない。

さらに、申立人は、「昭和 55 年 5 月上旬頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その日に市役所の窓口で申立期間に係る国民年金保険料を納付した。相当な金額であったと記憶しているが、その中には国民健康保険税も含まれていたかもしれない。」としているが、A 市国保年金課保険税担当は、「国民健康保険税が確定するのは毎年 6 月中旬頃なので、手続を行ったとする 5 月に納付

することは不可能である。」としている上、申立人が記憶する納付金額は申立期間の国民年金保険料額とは大きく乖離<sup>かいり</sup>しているなど、納付の記憶が明確ではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（広島）国民年金 事案 1484

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から51年12月まで

私が20歳の頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、母が亡くなる昭和47年までは母が、その後は父又は近所に住むAさんが私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、厳格な父が私の保険料を未納のままにしていたはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和53年12月頃にB市で払い出されたものと推認され、同時期に行われた加入手続きにおいて、申立人は20歳到達時の44年\*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものとみられるところ、当該加入手続き時点において、申立期間のうち同年8月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、既に保険料の納付に係る2年の時効が経過している。

また、申立人は申立期間における国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡し、申立人が「Aさん」とする近所の住人については氏名及び生年月日等が不明で当該住人を特定できないため、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、申立人が、「国民年金の加入手続きを行った昭和44年8月頃に交付された。」として提出している年金手帳は、昭和49年11月以降に使用された様式のものであることが確認できる上、申立人は、申立期間当時から58年6月まで継続してB市に住所を有しており、44年当時に加入手続きを行い既に同市

で国民年金被保険者であった者に対して、53年12月頃に同市が再度、別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難く、オンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（広島）国民年金 事案 1485

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年9月まで

A町（現在は、B町）役場に勤務していた私の兄が、昭和43年11月頃に私の国民年金の加入手続を行い、兄又は両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっている上、申立人の兄は、「国民年金への加入の必要性を妹に話したことは覚えているが、妹の国民年金の加入手続及び保険料納付については覚えていない。」と供述しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況等について確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和45年5月頃にA町において払い出されたものと推認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、20歳到達時の43年\*月に遡って被保険者資格を取得したものとみられるところ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、同年11月から45年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となるため、町役場で納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、継続してA町に住所を有していたことから、同町が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査によっても、申立人に、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の兄及び両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2986

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月から 13 年 9 月まで  
② 平成 13 年 10 月から 14 年 1 月まで  
③ 平成 14 年 4 月から同年 9 月まで

年金記録では申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされているが、A 社の給与台帳に記載されている給与支給額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、50 万円と記録されていたところ、平成 13 年 10 月 4 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本等によると、申立人は、申立期間①及び上記遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A 社に係る滞納処分票によると、同社は平成 12 年 10 月分から厚生年金保険料を滞納していることが確認でき、当該滞納処分票には、申立人が滞納保険料の納付について社会保険事務所（当時）と応対していたことが記載されていることから、申立人が上記の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②及び③について、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録において 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該記録に遡

って訂正された形跡は見当たらない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書には、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されているところ、申立人は、A社の事業主として、同社の厚生年金保険料を適正に納付すべき立場にあり、同規定に該当すると認められることから、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額の申立てについて、記録訂正の対象とすることはできない。

## 中国（岡山）厚生年金 事案 2987

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月頃から 37 年 9 月頃まで

私は、申立期間当時、A社（後に、B社）に住み込みで勤務し、販売業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の子及び同僚の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の元事業主は、「当社は15年以上前に事業を閉鎖しており、申立期間当時のA社に関する資料は残っていない。」と回答している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、同社の経理等を担当していたとされる当時の事業主の妻は、高齢のため聴取が困難であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、前述の同僚が記憶している申立人以外の同僚3人のうち、申立人と同じ販売業務に従事していたとする者を含む2人について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社においては、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかった可能性がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない上、同社を管轄していたC社会保険事務所（当時）に係るマイクロフィルム化した被保険者記録を検索したが、申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに

保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月11日から34年2月1日まで  
私がA社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のための当該脱退手当金の裁定庁からの記録照会に対し、厚生省保険局年金業務室（当時）が昭和34年2月25日に回答したことを示す「回答済34. 2. 25」の押印が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の同年3月17日に脱退手当金の支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和34年当時は、通算年金制度の創設前であり、年金を受給するには20年以上の厚生年金保険の被保険者期間が必要であったところ、申立人は、結婚のためにA社を退職し、再就職の予定は無かったと供述していることなどから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 中国（岡山）厚生年金 事案 2991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に入社後、平成 11 年 2 月 17 日から同年 9 月 30 日まで同社の関連会社である B社に出向していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の平成 11 年分給与所得の源泉徴収票には、退職年月日として「11 年 9 月 29 日」と記載されている上、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額について検証したところ、記載されている金額は、申立人の同社における健康保険及び厚生年金保険の被保険者期間並びに厚生年金基金の加入員期間となっている平成 11 年 2 月から同年 8 月までの 7 か月分の健康保険料、厚生年金保険料（基金免除後）及び厚生年金基金掛金の合計額と一致していることから、申立期間における保険料及び基金掛金は控除されていないことが推認される。

また、B社が加入する厚生年金基金から提出された申立人の同基金における加入員記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。